

ふるさと納税が行われる場合の住民間の公平性について

資料5

[公平性の原則]

(前略)公平ないし中立性の原則は、憲法14条1項に由来する「平等取扱原則」ないし「不平等取扱禁止原則」を内容とするもので、課税のうえで、同様の状況にあるものは同様に、異なる状況にあるものは状況に応じて異なって取り扱われるべきことを要求する。(後略)

「租税法」(第十二版) 金子 宏

<憲法第14条第1項>

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

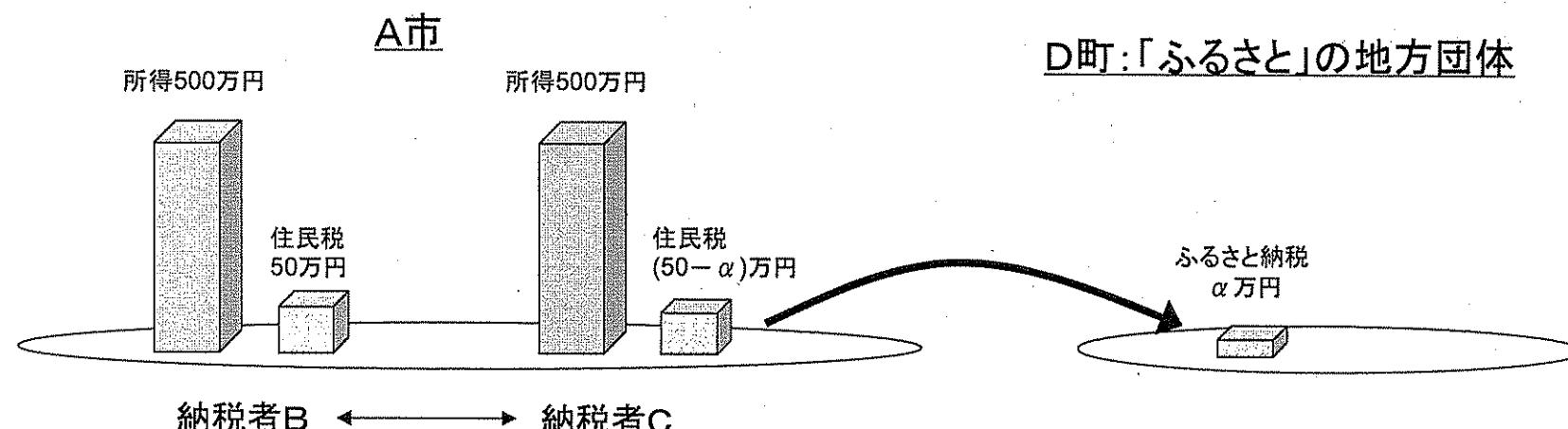
「同様の状況にあるものは同様に」

※所得が同水準で、世帯構成などその他の条件も同様な納税者は、同程度の負担をすべき。

※現実には、経済政策上の目的を達成するため、合理的な範囲において、特別な措置が講じられている。

ex)租税特別措置、生命保険料控除、医療費控除、税の減免

□ 「ふるさと納税」を行わない者と行う者との間の負担の差をどう捉えるか



□ 寄附の結果としての税負担の軽減と公平性の原則